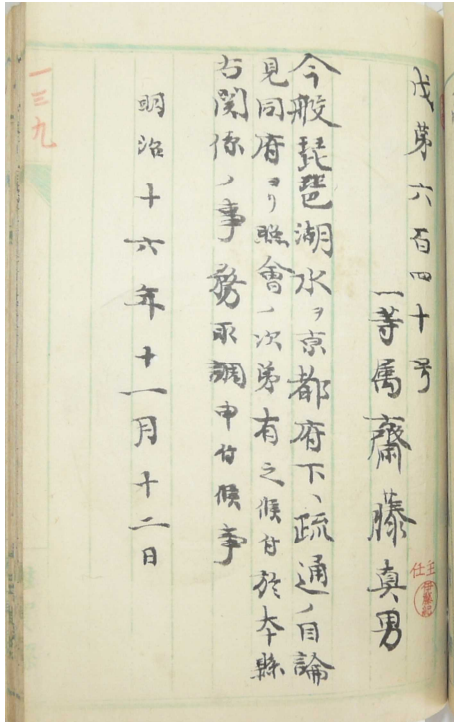


# 展示「琵琶湖と疏水」

平成22年10月12日～12月17日

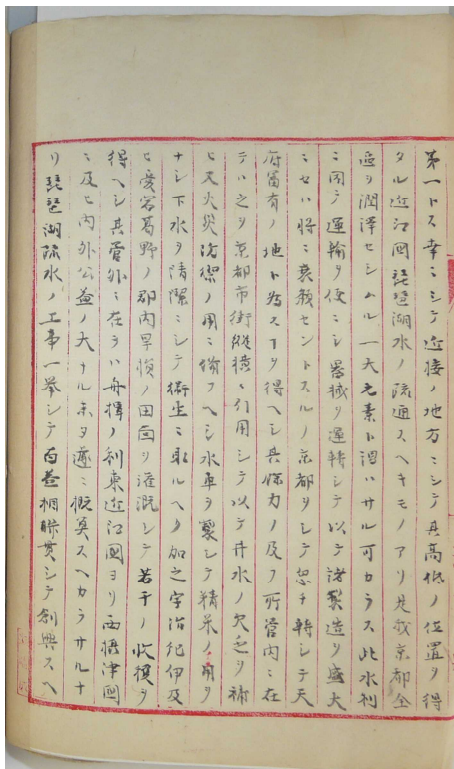
(前期 11月19日まで)



①「<sup>もくろみ</sup>疏水目論見京都府より照会に付取調申付」  
明治16年(1883年)

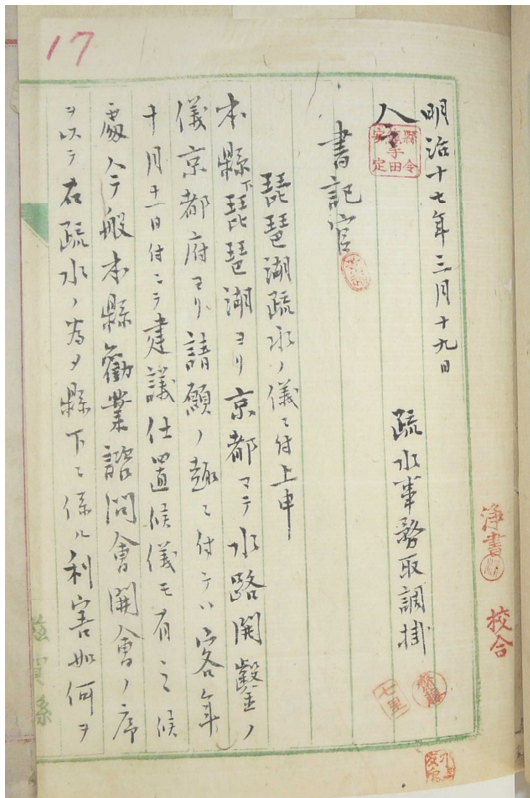
明治14年(1881年)に京都府知事に就任した北垣国道は、琵琶湖から京都まで水を引く疏水の開削を計画し、就任した年から測量を開始した。

京都府から滋賀県に疏水に関する目論見(計画書)が届いたことにより、県は齋藤真男(庶務課長)ほか2名に事務取調を命じた。工事が実際に着工されるのは明治18年(1885年)のことである。



②「起功趣意」(「琵琶湖疏水志 稿」より)  
明治25年(1892年)

京都府によって起案された起功趣意書。これによると疏水開設によって得られる水利は①「運輸ノ便」、②「器械ヲ運転シテ以テ諸製造ヲ盛大」にする、③京都市街の「井水ノ欠乏ヲ補」う、④「火災防禦ノ用ニ備フ」、⑤「精米ノ用」、⑥「下水ヲ清潔ニシテ衛生ニ取ル」、⑦「旱損ノ田面ヲ灌漑」することであった。



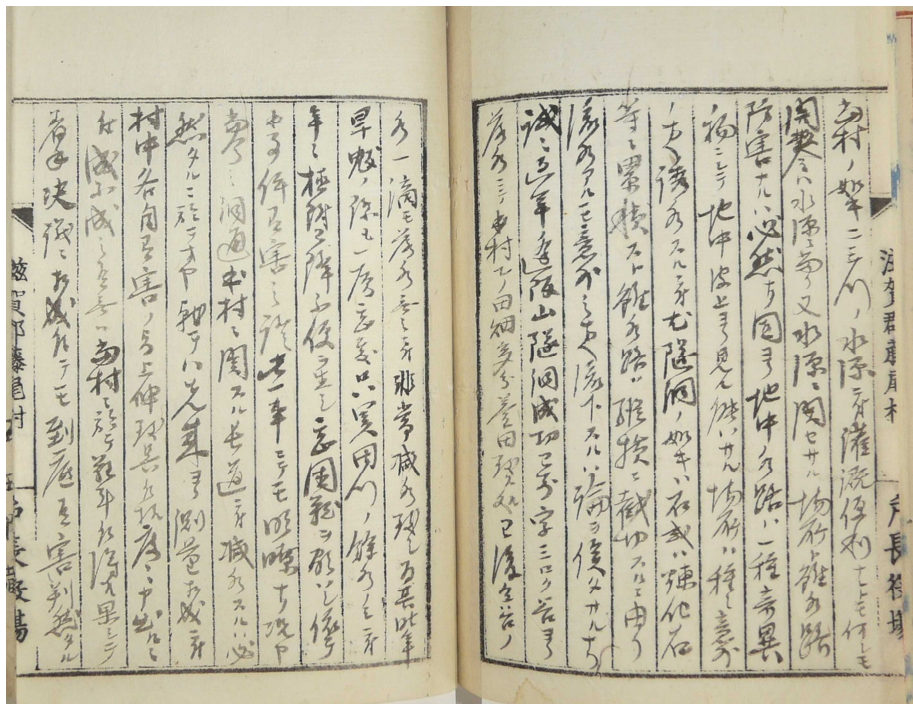
③「琵琶湖疏水の儀に付上申」

明治 17 年（1884 年）3 月

疏水事業に対して、滋賀県では勸業諮問会を開催してその利害を検討した。

左は滋賀県令籠手田安定が内務卿山県有朋と農商務卿西郷従道へ、勸業諮問会での意見をまとめて報告したもの。

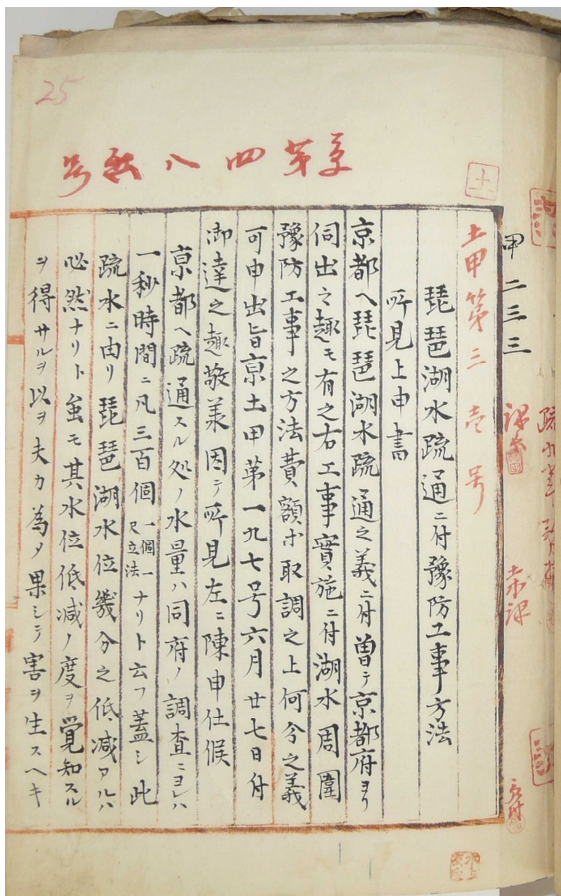
諮問会では、水利への影響が予想されることから、「本県内ニ於テノ利便ヲ得ルコトナキヲ以テ、到底有害無益ノ事業ナリ」と疏水事業に対して厳しい意見が出された。また「方法宜キヲ得、其障害ナカラシメバ、固ヨリ抗拒ニ及バズトノ意見ニシテ」ともあり、予防工事の必要を訴えている。



④「琵琶湖より古関越開鑿有害の儀に付建言書」明治 17 年（1884 年）3 月

疏水事業に対する藤尾村戸長から滋賀県令への建言書（意見書）。藤尾村は工事の予定地でもあり、直接利害の関わる村であった。

疏水は「(村の) 水源二当り、又水源二関セザル場所ト <sup>いへども</sup> 雖、水路防害ナルハ必然ナリ」と述べ、疏水事業は有害であることを主張している。

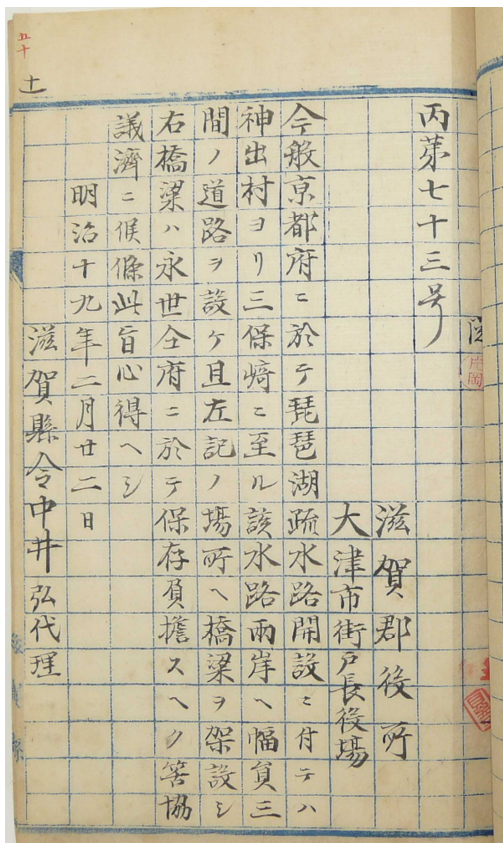


⑤「琵琶湖水疏通に付予防工事方法所見上申書」

明治 17 年 (1884 年) 9 月 滋賀県令中井弘から内務卿山県有朋にあてた上申書。疏水工事を実施するにあたり、琵琶湖周辺に必要な予防工事の方法について調べて報告している。京都府は疏水開通後、毎秒 300 個 (約 8.35 トン\*) の流水を計画しているため、滋賀県は湖水の水位低下を危ぶみ、予防策を計画している。

その方法は瀬田川に水量を調節するための堰を設けることであった。また、土砂の堆積を予防するために、瀬田川の改修も希望している。この予防工事は京都府の負担によって実施されることになった。

※1 個=1 立方尺



⑥「疏水開設に付道路橋梁架設の件」

明治 19 年 (1886 年)

疏水開設に伴って、疏水の両岸に道路を設け、さらに 4 カ所に橋を設けることが滋賀県と京都府との協議によって決まった。また、橋は京都府が永世管理することになっている。

現存している 3 つの橋のうち、今では三保ヶ崎橋は滋賀県、北国橋・鹿関橋は大津市が管理している。

一四七  
 井水渴涸に付御願  
 私共日用及飲料ニ供シ来リ候堀井戸本月廿日頃ヨリ稍濁ヲ帯ビ夫ヨリ日々減水シ過ル日頃ニ至リ別表ノ各井一水モ無之、驚歎ニ堪エズ是レハ井底ノ高キ故ナリ之ヲ日相成河床ヨリ井底ノ高キ故ナリ之ヲ日用ニ適スル水量ヲ含有スル泉井ニ増掘セシメ現在井底ヨリ拾尺ヲ短サレハ從前使用仕来リシ水三哩ヲ左由有シ茲ニ此増掘井戸ニ至テ平均粗人先圓五拾弍ノ要スヘシ此渴水ハ疏水工事ニ依テ生スル困難ニ付各井用水具備候迄増掘ノ事右増掘成功迄各戸人員ニ應ジ日用水運搬配分ノ事右兩條共至

⑦「井水渴涸に付御願」

明治 19 年(1886 年)

疏水工事の着工から 1 年後の明治 19 年 7 月に、疏水周辺に位置する中保町・大門町・北保町の住民が県令に出した願書。疏水の掘削によって、大津の西部一帯で井戸水が枯渇する事態が発生していた。

「私共日用及飲料ニ供シ来リ候堀井戸、本月十四日頃ヨリ稍濁ヲ帯ビ、夫ヨリ日々減水シ、過ル日頃ニ至リ別表ノ各井、一水モ無之、驚歎ニ堪エズ」とある。この願書では 27 の井戸が枯れ、54 戸に被害が出たと報告している。

滋賀縣大津今堀町外十九ヶ町村  
 飲料水補給方法  
 一當府琵琶湖疏水工事ノ為ノ大津今堀町外十九ヶ町村九百七十九ノ飲料水ニ減乏ヲ生セシ代用水ハ水量充分ナル季節ニ在テハ小関越及三井寺山内ノ水原ヲ以テ補給スルモノトス  
 一全上水原減量セル季節ニ在テハ琵琶湖ヨリ一秋時間一箇ノ水ヲ引揚ケ之代用スルモノトス  
 一琵琶湖水ヲ引用スルモ鹿岡町外十六ヶ町七百八十二戸ヲ限リ其他ハ神出七十三戸別

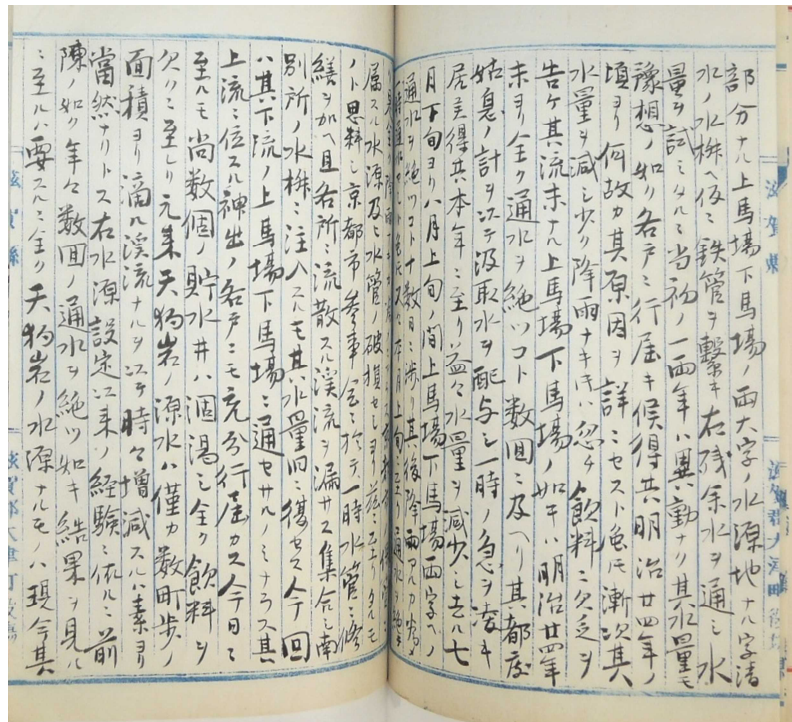
⑧「飲料水補給方法」

明治 20 年 (1887 年)

疏水掘削工事による飲料水への被害は全体で下馬場町や鹿岡町などの 20 町村、907 戸に及んだ。

一時は人力で水を配ることも行われたが、明治 20 年、京都府疏水事務所は飲料水の補給方法を示した。

水量の充分な季節には小関越および三井寺山内の水源から水を引き、水量の少ない季節には琵琶湖から蒸気機械を利用して水を汲み上げる方法をあげている。

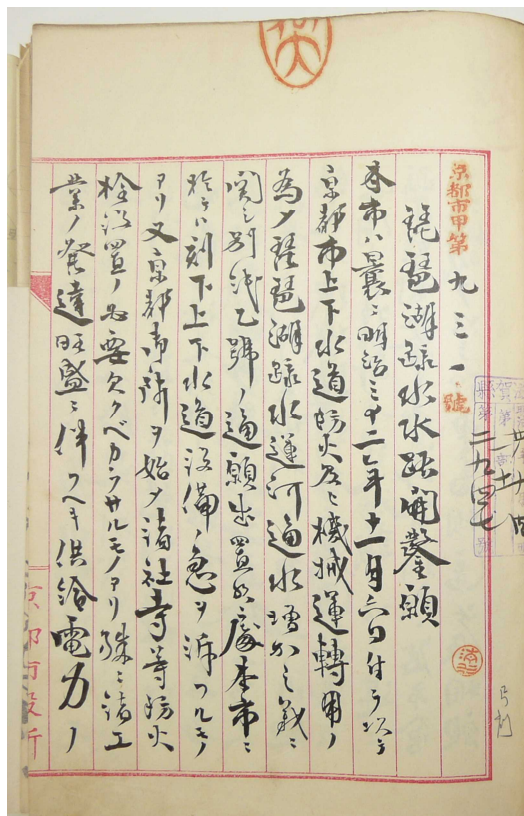


◎「飲料水源の義に付上申」

明治 26 年 (1893 年)

飲料水の補給方法について、京都府に改善を求めるよう、大津町長が滋賀県知事に訴えている。上馬場・下馬場両字には小関越天狗岩の水源から水を引いているが、明治 24 年ころより水量が減り、本年には断水したという。元来天狗岩の水源は水量が充分ではないため、上馬場・下馬場両字へは琵琶湖から汲み上げた水を補給してほしい旨述べている。

飲料水の補給問題は明治 45 年 (1912 年) に近代的な電動の給水設備と、鉄管による水道が新設されるまで続いた。



⑩「琵琶湖疏水水路開鑿願」

明治 38 年 (1905 年)

明治 38 年、第 2 疏水の工事が京都市によって計画される。左は京都市が滋賀県に対して疏水工事の許可を願い出たものである。

第 2 疏水開削の目的は、京都市の上下水道水、防火用水、および工業用水 (水力発電) としてさらなる水量を京都市に流すことにあった。

第二疏水事業に對する意見書  
 今般京都府に於て第一疏水開鑿、企畫あり而して  
 其許可を授け、期近キニアテト傳説ス抑モ本市に於  
 テ、前年第一疏水運河開鑿之際、忽チ本市西部  
 落多數住民、飲料水に使用水ヲ枯渇セシメ爾來  
 其災禍ヲ蒙ルコト非常ニシテ今猶被害部落住民  
 日嘗、飲料水に使用水に缺乏ヲ告ゲ其他直接又  
 間接ニ蒙ル災禍甚ナカラズ頗ル困難ノ實狀ナ  
 リトス此、如ク疏水開鑿工事、為ソ本市に損害ヲ  
 蒙リツ、アル現況ナルニ拘ハラズ今又第二疏水運河開  
 鑿ノ工事ヲ施設セラル、時、現在被害ノ程度、比シ一  
 層其災禍、多大ナルベキ第一疏水工事ニ於ケル實狀ニ

⑪「第2 疏水事業に対する意見書」  
明治39年（1906年）

第2 疏水の工事計画に対して、大津市会議長<sup>むらた</sup>邨田六之助が県知事鈴木定直へ提出した事業反対の意見書。

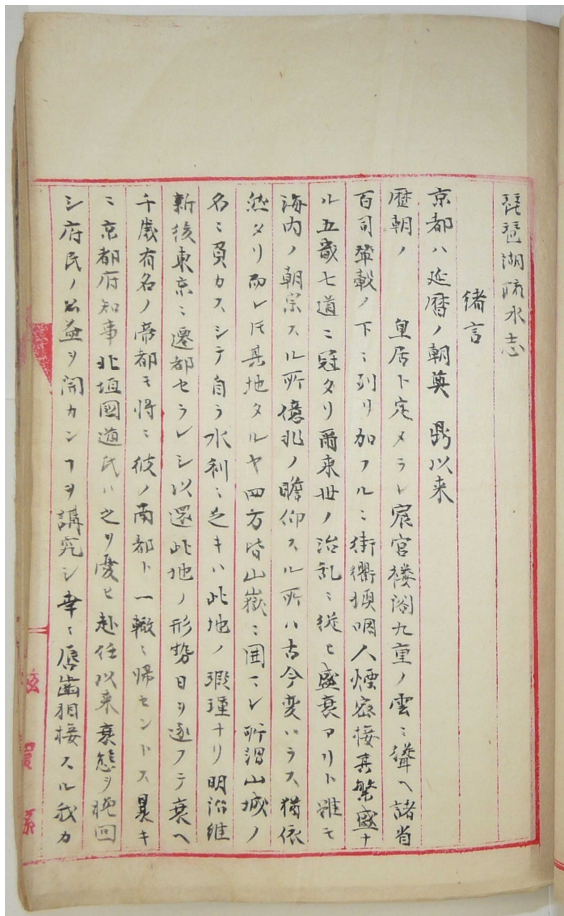
第1 疏水開削中に発生した飲料水問題を取り上げ、「今猶被害部落ノ住民八日常ノ飲料水<sup>なほ</sup>并ニ使用水ニ欠乏」する状態であり、第2 疏水の掘削によって、さらなる被害が生じることを案じている。そしてもし、起工が許可される場合には、大津市が被る被害に対して十分な補償がなされることを条件とするよう、求めた。

知事 局長  
 課長  
 附屬命令書  
 請書  
 琵琶湖疏水路開鑿許可命令書第二十九條ノ使用料ニ関シ命令スルコト左、如シ  
 一京都市ハ河川法第四十二條ニ依リ使用料トシテ  
 通水開始ノ年より毎年金千六百円ヲ滋賀縣  
 へ納付スヘシ  
 以上

⑫「疏水使用料納付請書」  
明治39年（1906年）

疏水による水利の使用料として、京都市は滋賀県へ毎年 1600 円を支払うことが定められた。

現在でも毎年 2 億 2 千万円が京都市から滋賀県に支払われている。（現在の名称は「感謝金」。）



⑬「琵琶湖疏水志 稿」(緒言・目次)  
 明治 25 年 (1892 年)

琵琶湖疏水の完成後に、滋賀県内務部が疏水事業の経過をまとめたもの。起功趣意からはじまり、工事計画などを 340 ページにわたって詳細に記している。

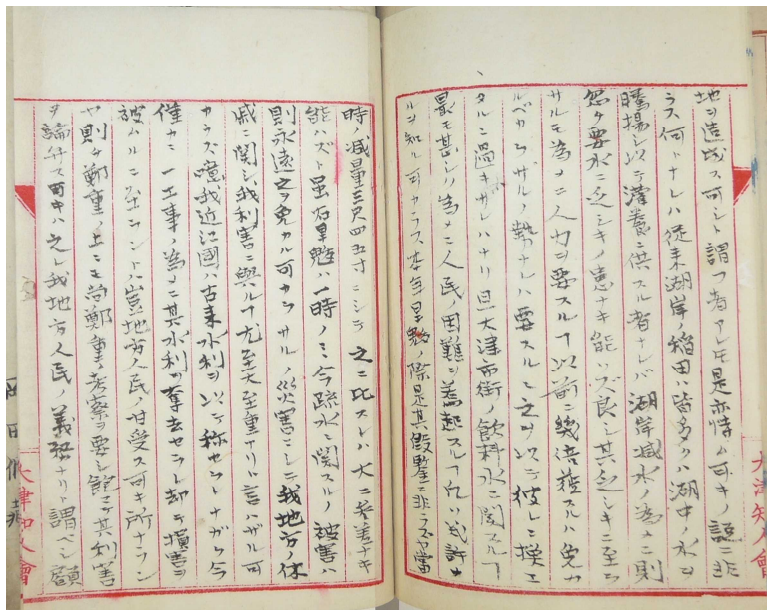
## 展示「琵琶湖と疏水」

平成22年10月12日～12月17日

(後期 11月22日から)

※後期より追加展示している史料を掲載しています。

前期展示より④・⑥・⑨・⑪は展示を終了しました。



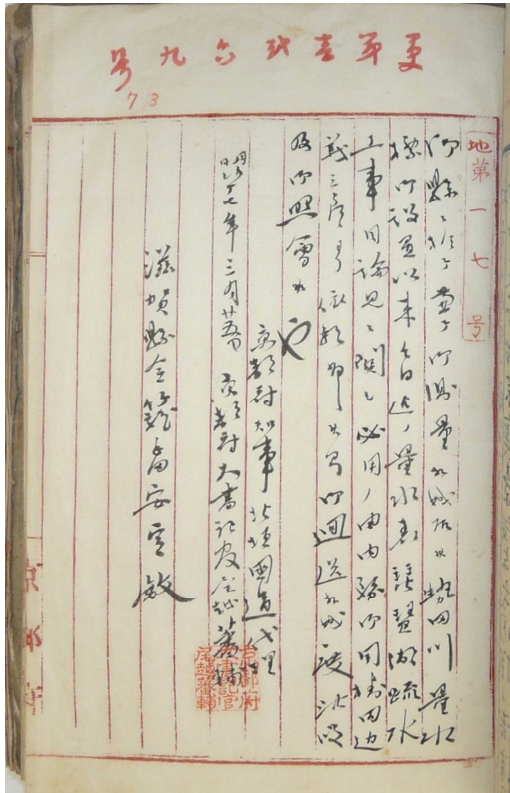
### ⑭「琵琶湖疏水の義に付建言」

明治16年(1883年)11月

疏水事業に対する大津知人会\*からの建言書(意見書)。大津知会は「近江国ハ古来水利ヲ以テ称セラレナガラ、今僅カニ一工事ノ為メニ其水利ヲ奪去セラシ、却テ損害ヲ被ムルニ至ラントハ豈地方人民ノ甘受ス可キ所ナランヤ」と疏水事業に危惧を呈し、慎重にその利害について討論すべきであると提案している。

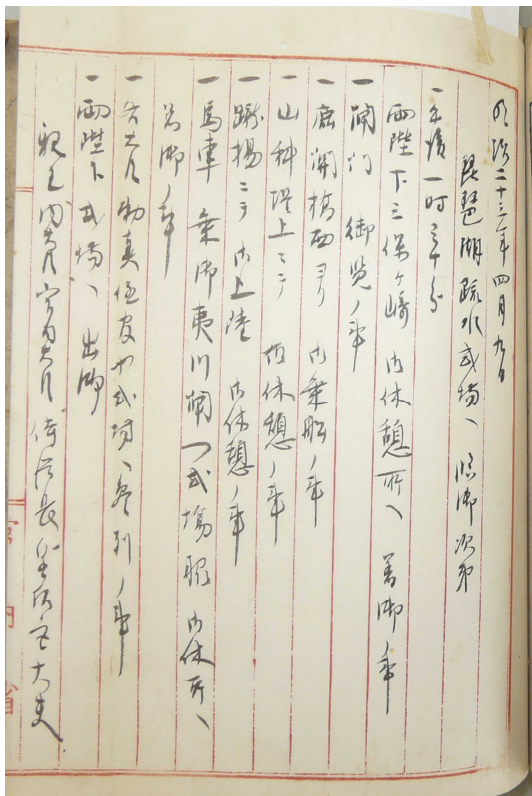
※大津町にある政治団体。





⑮「瀬田川の量水表送付依頼」  
明治 17 年（1884 年）3 月

内務省の田辺義三郎（大阪出張土木局員）から依頼を受けた京都府が、疏水工事の計画資料として瀬田川の量水表を送るよう求めている。琵琶湖の水位は明治 7 年から瀬田の唐橋付近に設置された「鳥居川観測所」で計測が開始されていた。



⑯「琵琶湖疏水式場へ臨御次第」  
明治 23 年（1890 年）

明治 23 年 3 月に疏水が完成すると、同年 4 月 9 日に天皇・皇后を迎えて竣工式が開催された。左は竣工式当日の天皇・皇后の予定行程を記したもの。予定では、三保ヶ崎で<sup>こうもん</sup>閘門を見学した後、天皇・皇后が鹿関橋から蹴上までの間の疏水を船で下ることになっている。しかし実際には、代理として小松宮<sup>あきひと</sup>（彰仁）が乗船した。

本年琵琶湖洪水ニ降シ京都府ハ疏水ノ閘門ヲ閉鎖シ  
 尚ホ墜道口ヲ密閉シテ遂ニ數日間一滴ノ水ヲモ流  
 下セザラシメザリシ如キハ實ニ德義ニ背キタル處行  
 ト謂ハサルヲ得ズ依テ此際當局者ハ宜シク京都府ニ  
 向テ琵琶湖水量ノ増減ニ拘ラズ常ニ一定ノ水量ヲ  
 流下セシムル事元ニ夫ノ西近江路ニ架スル疏水橋梁ハ  
 ニ就テハ五ノ二十七手通常縣會ニ於テ建議ノ次第モ有  
 之ヲ以テ必ズ本縣ノ設計及指揮ニ從ハシメ改築修繕セ  
 シムルハ然テ其費額ハ永年京都府ニ於テ負担スル様  
 完全ナル契約ヲ訂結シ得末葛藤ナカラシムル様  
 分相成度右本會ノ決議ヲ以テ及建議候也

⑪「疏水路水量及橋梁に関するの建議」  
明治29年(1896年)

明治29年9月、大雨が降ったために大きな水害が発生した。このとき、<sup>こうもん</sup>閘門開閉の権利を有していた京都市は増水した水が京都市に流れ込むことを恐れて閘門を閉鎖した。滋賀県は京都市・京都府へ閘門の開放を求めて交渉したが、聞き届けられなかったため、県内から激しい抗議が起こった。滋賀県議会は琵琶湖の水量にかかわらず、常に一定の水量を流すよう京都府に求めることを決議した。

市往第一二〇番  
 本市疏水路大津閘門修繕工事ニ  
 義ニ付向合テ趣テ兼該工事ハ十  
 分堅牢ナル方法ヲ取リ中島ハセント  
 コンクリートヲ以テ築立テ其上部ニ張  
 石ヲ施シ又遊道口ニハ鉄扉ヲ設ケ該  
 扉ニ四箇所ノ窓ヲ装置シ昨年ノ  
 如キ大洪水ノ場合ニハ之ヲ閉鎖スルモ窓  
 戸ノ作用ニ依リ三百個ノ水量ハ通過セ  
 シムベキ設計ニ有之テ依テ運河及工  
 場等ニ故障ヲ生セサル限リ得末洪水  
 ノ為ノ過水ヲ杜絶スルノ虞ハ云々ト左  
 考矣而シテ該工事ハ遅クモ本年中之

⑫「<sup>こうもん</sup>疏水路閘門修繕工事の件」  
明治30年(1897年)

大津閘門の修繕工事について、京都府知事がその設計内容を述べたもの。「昨年ノ如キ大洪水」とあるのは、明治29年9月の大水害を指す。新しい閘門の扉には4カ所の窓が取り付けられ、扉を閉鎖しても窓から一定の水量が流れるように設計された。